新型コロナ禍、市民の声に耳を傾け
その苦難に寄り添った市政運営を！

9 月議会最終日、「2020 年度一般及び特別会計決算について」へ、上野みえこ議員が問題点を指摘し、反対討論を行いました。

いのち暮らし優先へ、新型コロナ対策の拡充が必要

日本共産党市議団が繰返し求めてきた検査の飛躍的拡充では、広島県のように誰もが何度も受けられる幅広い無料ＰＣＲ検査の実施が必要です。

事業者への支援でも、国県の不十分な支援の範囲にとどまっています。党市議団として、コロナで減収となった事業者への幅広い支援を求めました。

一方で、指定管理料「無料」で契約の熊本城ホールへ 3 億円もの補てんや、黒字の外郭団体への指定管理料増額に、市民の理解は得られません。

医療機関への支援や生活福祉資金制度の運用改善、国保料引き下げ、少人数学級の拡充など、市民の願いに沿ったコロナ対策の充実が求められます。

市民感覚からかけ離れた「コロナ禍のムダづかい」

新型コロナ禍に、花畑広場・辛島公園・シンボルプロムナード等に 15 億円以上も投資し、借金で事業をすすめたことは、市民感覚では理解できません。

3000 万円かけ耐震性能評価を行いながら、今後「有識者会議」で耐震性能について議論するというのは、ムダにムダを重ねる市庁舎建替です。

日本共産党
熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町１-１
発行：日本共産党熊本市議

ＮＯ．１２５３
2021 年 10 月 10 日号
電話　３２８－２６５６
FAX　３５９－５０４７
メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
ＨＰ：共産党 熊本市議団 検索

上野みえこ
（中央区）

なすまどか
（東区）

【９月議会の主な議案の賛否】　○：賛成　×：反対

（内容）	共産党	熊本自民	自民	市民連合	公明	白河部	緒方	北川
2021 年度一般会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	○
2020 年度一般・特別会計決算	×	○	○	○	○	○	○	○
有明海再生のため、国が福岡高裁の和解協議受け入れを求める請願	○	×	×	○	×	×	○	×
選択的夫婦別姓制度の法制化への議論を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○
核兵器禁止条約締約国へのオブザーバー参加を求める意見書	○	×	×	○	○	×	○	×
自宅療養をなくし、新型コロナ患者へ必要な医療提供を求める意見書	○	×	×	○	×	×	×	×

＊「2020年度決算」に反対討論、「有明海再生の請願」に賛成討論を行いました。
（討論の全文は、日本共産党熊本市議団 HP でご覧いただけます）
＊「選択的夫婦別姓制度の法制化への議論を求める意見書」は全会一致で承認され、日本共産党市議団が提出した「新型コロナの自宅待機者をなくし・・意見書」には、日本共産党市議団の他に市民連合が賛成しました。

弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。
「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

●10 月 20 日（水）　午前 10 時～12 時
中央区生活相談所（水前寺 2-17-12 桑村ビル 201）　TEL　285 - 6120
●10 月 25 日（月）　午後３時～５時
東区生活相談所（新生２ - ５ - 18 ハイツふかだ１F）　TEL　328 - 2656
●10 月 27 日（水）　午後１時 30 分～４時
山本のぶひろ渡鹿生活相談所（渡鹿５-19-7）　TEL　362 - 5181
●11 月９日（火）　午前 10 時～午後４時
さくら法律事務所（京町本町１ - 22）　TEL　090 - 8667 - 3148
●11 月 11 日（木）　午後１時～４時
菜の花法律事務所（南区江越１ - 17 - 12）　TEL　322 - 7731
●11 月 22 日（月）　午後６時～８時
北区生活相談所（武蔵ケ丘１ - 10 - 1）　TEL　338 - 2001

宝の海　有明海の真の再生を！
国は福岡高裁の和解協議提案に応じるべき！

日本共産党熊本市議会だより 2021 年 10 月 10 日号（№1253）

請願に、なすまどか議員が賛成討論を行いました

諫早湾干拓・潮受け堤防閉め切りで、有明海に異変

有明海をめぐる住民と国との 12 年にわたる裁判闘争の発端となったのが国営諫早湾干拓事業です。

1997 年、国は農地の整備や防災を目的に、全長 7 kmにわたる潮受け堤防による諫早湾の締め切り工事を強行しました。潮受け堤防閉め切り後、有明海に異変が起こり、養殖ノリの変色や不作、二枚貝たいらぎが大量に死滅するなど漁業被害が表面化、周辺漁民にとっては死活問題です。

潮受け堤防開門を求め漁民が立ち上がり、訴訟へ

佐賀、福岡、熊本の漁民らによる開門調査を求めた訴訟（原告 2533 名）が佐賀地裁で 2002 年から始まります。

2010 年、福岡高裁で、国に対し開門を命じる判決が出され、国（民主党政権）は上告を断念し、判決が確定。

しかし、国（自民党政権）は開門期限を迎えても開門をせずに、開門を命じた福岡高裁の判決に効力がないと訴え、法廷闘争が続きます。

期限を迎えても開門しない国に対し漁民は制裁金を求める申し立てを行う一方で、干拓事業により営農を始めている農民からは開門をした場合に国に制裁金を求める申し立てが行われるなど、周辺住民の対立や分断が深刻化します。

その後、2018 年に福岡高裁で、国の訴え（開門を命じる判決は無効）を認める判決が下されます。しかし 2019 年、最高裁は、高裁の審理不十分と、福岡高裁に差し戻します。

福岡高裁が示した和解協議の提案の意義

①　19 年にわたる法廷闘争を経て、紛争全体の抜本的な解決のためには、原告・被告のどちらかに判決を下すだけでは真の解決には至らず、話し合いによる解決の他に方法がないと断言したこと。

② 混乱を招いてきた国に対して、国の責任や役割を明確にし、国に主体的かつ積極的な関与を強く求めていること。

③ 訴訟を漁民と国という狭い議論に集約するのではなく、有明海を国民的資産と位置付け、有明海に関連するすべての人々のために、地域の対立や分断を解消して将来にわたるよりよき方向性を得ることを和解協議の意義としていること」

2021 年 4 月、福岡高裁は和解協議の案を示し、国に積極的な働きかけを求めました。しかし、国は和解協議を拒否しています。

長年続いてきた有明海をめぐる課題の解決には、国が和解協議に応じ、真の有明海再生のための役割を果たすことです。

漁民らの願う有明海再生・「宝の海」を取り戻すため、国の姿勢が問われます。

有明海再生をめぐる裁判闘争の経緯

1997 年　潮受け堤防の閉め切り
2002 年　開門を求める訴訟（佐賀地裁）

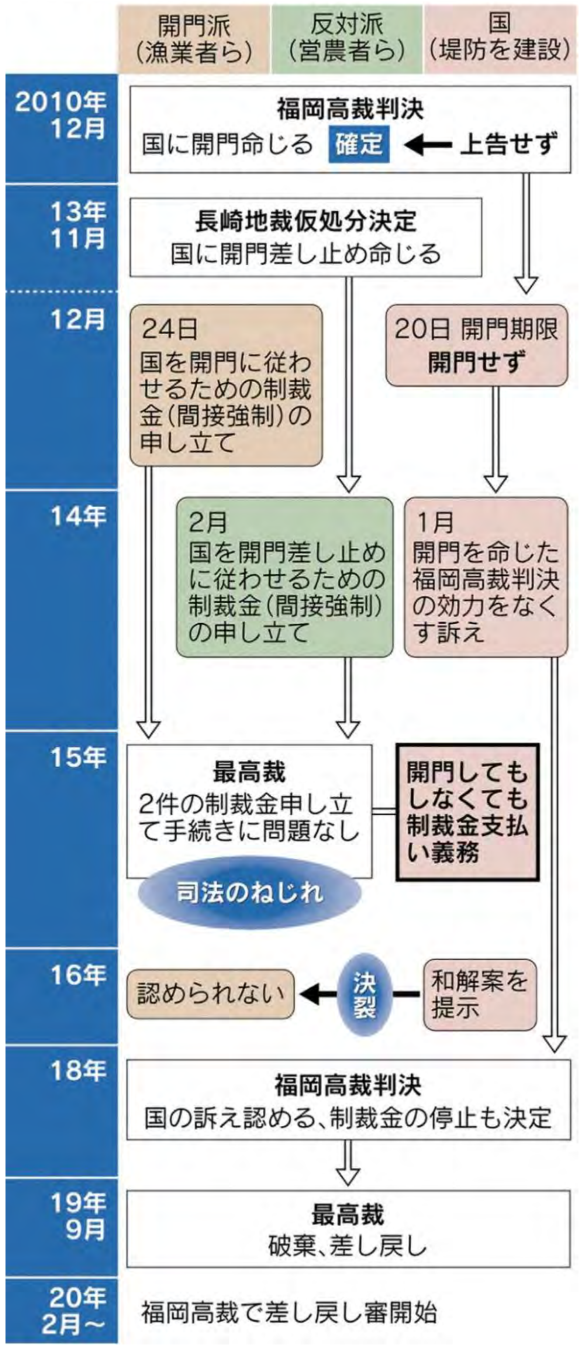

2021 年 4 月　福岡高裁より和解の提案